

東かがわ市重層的支援会議設置要綱を次のように定める。

令和7年 3月27日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市重層的支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項第5号の規定に基づき、複雑化し、及び複合化した地域生活課題（法第4条第3項に規定する地域生活課題をいう。）に対する支援を必要とする者及びその者の属する世帯（以下「支援対象者等」という。）の課題を把握し、関係機関との連携等により、その課題を解決していくために実施する重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業として実施する重層的支援会議（以下「支援会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、関係機関との情報共有に係る本人同意を得た事案に関して次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援に係る支援プランの適正化に関する協議の実施
- (2) 支援の経過及び成果の評価
- (3) 支援の終結の判断又は中断の決定に関する検討
- (4) 支援対象者等のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握及びその開発に向けた検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重層的支援体制整備事業（法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）の推進に資する取組等に関する検討

(組織)

第3条 支援会議は、各種支援関係機関（法第4条第3項に規定する支援関係機関をいう。）に属する相談支援員及び次条の会長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会長)

第4条 支援会議に、会長を置く。

- 2 会長は、福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は、支援会議を代表し会務を総理する。
- 4 会長が、やむを得ない事由等により支援会議に出席できないときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(支援会議の開催)

第5条 支援会議は、会長が会議の都度構成員を選定し招集する。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係機関職員等に支援会議への出席を求め、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 構成員及び前条の規定により支援会議に出席等したものは、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。